

# 議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成30年1月17日

亀山市議会

## 議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成30年1月17日(水) 午前9時59分～午前11時07分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員  
部 会 長 服 部 孝 規  
副 部 会 長 森 美和子  
部 会 員 今 岡 翔 平 高 島 真 中 村 嘉 孝  
会 長 西 川 憲 行  
副 会 長 岡 本 公 秀
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 事 務 局 長 草 川 博 昭 議 事 調 査 室 長 渡 邊 靖 文  
高 野 利 人
- 6 案 件  
1. 第49回検討部会の確認事項について  
2. 議会改革白書2018への掲載内容の確認について  
3. 議題  
(1) 新たな項目の必要性について検討  
(2) 長期欠席者への対応について  
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前9時59分 開会

○部会長（服部孝規君） おはようございます。

ただいまから、議会改革推進会議「検討部会」を開会します。

今期、最初の検討部会になるかと思うんですけども、今期は10月に改選ということがあるんで、考えてみると、多分8月までしか実質的な審議はできないだろうというふうに思います。

そうすると、その間に3月議会、6月議会、9月議会とあるんで、この三月も外すということになると、ほぼ5カ月、実質月1回のペースで5回の会議しかできないという中で、とにかくけりをつけるものについてはもうけりをつけていかなあかんということで、ちょっと大変な年度になるんですけども、頑張っってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事項書に従って進めさせていただきます。

まず1番目、第49回検討部会の確認事項について、事務局お願ひします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の事項書をごらんいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

1番の、第49回検討部会の確認事項についてでございます。これにつきましては、役選前の10月4日に第49回の検討部会を開いておりますので、その確認をさせていただきたいと思ひます。

まず1番目の、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということで、これにつきましては議長、あるいは常任委員会委員の任期について議論をしまひております。

これにつきましては、まず前回、以前の話もちょっと交えながら復習という意味も込めてお話しさせていただきたいんですけども、昨年8月7日の会派代表者会議において、改選後、議長任期を2年とするということについてはご確認をいただいております。そして、その後、検討部会といたしましては、委員会の委員の任期について議論を行っております。まず定数18の市議会の委員会構成及び委員の任期について調査し、議論を行っております。そして、議論は出尽くしたところではあるんですが、今後、現在3委員会で行っておりますので、これの検証をまずしていくべきであろうということ、それとあわせて4月からは機構改革もありますし、長い目で見れば改選後は議長の任期が2年になるということもございまして、それらも含めてちょっと長い目で議論をしまひていこうということで昨年の議論は終えていただいております。

続きまして、2番の長期欠席者への対応についてでございます。これにつきましては本日もご議論をいただくんですが、これにつきましては既に長期欠席者への対応についての条例を制定しておる市もございまして、それらを列記しまして、それを比較しつつ、各項目について一つ一つ議論をしながら亀山市（案）というのをつくり上げてきております。後ほど詳しくはご説明させていただきますが、それがほぼほぼでき上がってきておる状態でございます。

そして、前回の議論といたしましては、ほぼほぼ完成しつつあるところに、佐賀県の市議会議長会を中心として佐賀県内10市が統一した見解をもって長期欠席者の対応、議員報酬の考え方を示しておりますので、ここらとちょっと最終比較をしながら亀山市（案）を最終確定させたいというところで議論を前回は終えております。

続きまして、3番の新たな項目の必要性について検討ということで、これにつきましては検討内容としましては、議会の議決事件の追加を検討するというところでございまして、そして、今まで、昨年行

ってきた動きといたしましては、都市マスタープランを議決事件としている他市の状況の調査をまず行っております。そして、ほかの計画も含め、議決事件へ追加することについて検討をしております。そして、その後、全議員に議決事件にすべき計画の意向調査を行ってございます。そして、最終的にはそれを確認した上で、今後、基準づくりについて、時間をかけて検討していこうというところで前回は議論を終えていただいております。

そして、4項目めの議会改革白書2017につきましては、10月末日で議会改革白書を更新させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） はい、ありがとう。

以上のような確認事項ですが、よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それでは、2つ目の議会改革白書2018への掲載内容の確認について、事務局のほう、お願いします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項でございます。これにつきましては、今回は1点、議会運営委員会におきまして、11月6日でございますが、質疑・質問の通告の締め切り時間についてということで、12月定例会より質疑・質問通告の締め切り時間を、これまでの午後4時から午後3時にすることとしたということで決定をいただいております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） この点については、もう時間の変更だけなんで、いいと思います。

じゃあ、3つ目の本日の議題に入っていきたいと思います。

まず1つ目に、新たな項目の必要性についての検討ということで、先ほど事務局のほうからも説明がありましたように、前回議論をいただいたときに、何を入れて何を入れないかという基準づくりがまず必要ではないかという議論がありました。そのことについては間違いはないことだろうとは思いますが、ただ一つ、都市マスタープランについては29と30年度の2年度で作り上げるということで、この1年以内の間には中間案なり何なりが出てくるという状況になってきていますので、ちょっとその基準づくりとは切り離して、都市マスタープランだけはちょっと緊急性があるんで、議決事件とするのであれば早いところ決めたほうがいいかなということで、基準づくりとは切り離してこのマスタープランについてだけちょっと今回取り上げさせてもらおうかなというふうに思っております。

事務局のほうからちょっと説明をしていただきますので、お願いします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、資料2-1、A3の縦のものをごらんいただきたいと思ひます。

「都市マスタープラン」を議決事件としている他市の状況ということで、県内他市の状況を調査させていただきますので、過去にも一度配付をさせていただいておりますけれども、新たに部会員となられた方もお見えになりますので、再度、きょうの検討の参考にしていただきたいということで配付をさせていただきます。

県内では、まずもって四日市市、鳥羽市、尾鷲市、伊賀市、この4市が都市マスタープランを議決

事件としております。そして、明確に四日市市、鳥羽市、尾鷲市につきましては、都市マスタープランという文言をこの条例の中にうたい込んでございます。そして、1市だけ、伊賀市につきましては都市マスタープランという言葉は明確にうたってはおりませんが、第2項の中で、期間が5年以上のもので、市行政の基本的な施策に係る計画等の策定、変更または廃止といううたい方がしてありまして、その中で都市マスタープランも議決事件に現にしておるということでございます。

それと、その都市マスタープランを議決事件とした経緯でございますが、それぞれ経緯という欄に書かせていただいておりますけれども、基本的にはやはり明確な基準というものがつくれていない状況かなど。その時々はその市独自のやり方で、議員だけで議論、あるいは執行部から説明を聞いて、執行部も交えた中で議論をするというような形態をとっております。

あと、伊賀市についてはちょっと明確な回答を得られなかったという状況でございますが、いずれにしてもちょっと基準づくりについてはなかなか難しいところがあって、それぞれ議論をしていく形になるのかなという状況でございます。

それと、前回出た意見の中で、その基準づくり云々もありますし、今亀山市議会では中間案とパブコメ案に関与をしていっておるということがございますので、そこが事前審査にならないかどうかというところもあわせて議論をしていく必要があるのではないかと意見も頂戴しておりますので、その辺も含めてご議論をいただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

**○部会長（服部孝規君）** 四日市の場合は都市マスタープランというふうには書いていないやね。

都市計画法、都市計画に関する基本的な方針のうち、全体構想の策定及び変更という言い方で、実質上、都市マスタープランが入っておるのやけれども、言葉としては都市マスタープランという言葉が入っていないという書き方です。

そんなことで、事前審査との関係もあるんですけども、私は総合計画と同じような扱いをすれば特に問題はないかなど。総合計画も議決事件でありながら、議会がいろいろ意見を申し上げてきて、それで変更すべきところは変更してもらってという経緯をたどって、最終的にまた本会議で議案として出てきたときに議論もしているんで、それは別に問題はないかなどというふうには思いますけれども、一応、きょうの提案というのは、本来は基準づくりをした上でこれを議決事件にしようという議論をすべきなんですけれども、先ほど言いましたように、この1年以内には間違いなく中間案、骨子案というのが出されてくるんで、この都市マスタープランについてだけ切り離して議論をするということでもよろしいですか。

まず、その議論の方向についてご意見があれば。いやいや、やっぱり基準づくりをやるべきやということであればそれも言っていただいて結構ですけど、その点についていかがですか。

中村委員。

**○部会員（中村嘉孝君）** 他市のをこうやって集めていただいて、明確なその基準というのはつくりにくいんじゃないかと思うんです。

**○部会長（服部孝規君）** 伊賀市は、基準といえば一応基準として5年以上という、何で5年なんやと言われたら、それが説明つかんというのが事務局の今の説明だと思う。一応、5年という基準はあるんですよ。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 今までこの計画物に対して議会の関与というのが薄くて、でき上がったものを大体自分たちの手に持つぐらいな意識だったのが、ここまで議会がすごく関与ができることになったということは大きな前進やと私はすごく思うんですけど、それと本来はやっぱり全て議決するぐらいの、それだけ議員というか、議会が責任を持っていかなあかんということは強く思いますので、切り離してというのが、ちょっと私もこれだけを急がなあかんというのが、部会長がおっしゃる時間がないというのはすごくよくわかるんですけど、どうせやったら全てでスタートするというのが、基準をつくってスタートするというのが本来の形だとは思うんですけど、私は今回のこの都市マスの部分は議決事件として単独でやるということに異論はないです。

○部会長（服部孝規君） 今岡委員はどうですか。

議長、副議長。何か意見がありましたらどうぞ。

○会長（西川憲行君） これ全般的に見ておると、経過の部分においても基準となる部分においても、他市も余りないのが現実なんですわ。

ただ、四日市とか鳥羽市さんを見ておると、そのときにおいてということなんで、議員からどういう関係でこのものを議決事件にするかというそのスタートがどこにあるのか僕もちょっとこれはわからないんですけども、例えば四日市でも議員での協議で決めるみたいな、議論で決定していると書いてありますけど、じゃあその議論の始まりがね、例えば3名以上の議員さんからの発議があればとか、そういう点を基準にまず設けて、あるいは一つの会派からの発議があればとかというような、そこからじゃあ議員間で議論をして、議員の中でじゃあこれは議決事件にしようよというような、そういう基準でいいのかなと逆に思ったんですわ。その数字的とか、伊賀市さんみたいに5年以上のものでとかいう細かなものじゃなしにね。

議員18人の中の何人か、あるいは一つの会派がこれを議決事件にしたいと思いますという発議をすれば、みんなで協議した上でしましよと。もうこれも一つの基準だと思うんですわ。その中で、何でこれを議決事件にしたいんやということが明らかになってくると思うんで、そういうのを簡易にして、それで全てのこういう計画物に関してどれにでも手をつけようと思ったら手をつけられるよというのがあったらいいのかなと感じました。

それで、言われるように都市マスタープランをまずは先行していきたいということですので、その辺も並行して、もしそういう簡易なやり方で発議ができるのであれば、都市マスもそういう発議のもとでやりましたという形でもいいのかなというふうに感じましたんで、他市を見て感じました。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

副議長はありますか、何か。

○副会長（岡本公秀君） この議決事件に何をすべきかというのは、以前、アンケートをとりましたね。一覧表にいろんなのがだあっと出ておって、それに丸を打って。

それで、皆さん方のご意見を何うということで、これはすべきやとか、そういうのを多数が丸を打ったのがありましたね。都市マスタープランもそのうちの一つやったと思うんですよ。だから、それは皆さんの、この前のアンケートに従って、多くの議員がやっぱりこれは議決事件とすべきやとか、そういうふうな認識があるんやったらやってもええと僕は思うんですけどね。

○部会長（服部孝規君） 今、副議長から言われたこの前回、10月のときに議員18名の意向調査をやったときに、都市マスタープランについては10人の方が議決事件にということで上げられて、

最大数なんですわ。

それから、もう一つあるのは、次に多いのは立地適正化、これはもう既に計画としてはスタートしていますけれども、これも7人の方が上げられています。この2つが1番、2番に多いということですね。次に多いのが、公共施設等総合管理計画、これが5人見える。この3つがベストスリーかなという状況です。

だから、西川議長が言われたように、一つの根拠としては18分の10なんで、過半数の議員がこれは議決事件にすべきだという意見があるというのが一つ大きな背景にはなるのかなというふうには思いますけれども。

まだ意見を言ってもらっていない、高島委員は。

**○部会員（高島 真君）** 先ほどの部会長の話を聞いておって、アンケートをとって最大数の方が議決事件にするべきやとなれば、もうそれが全てじゃないのかなと僕は今思いました。

**○部会長（服部孝規君）** 一番多いということもあるんやけど、過半数を超えているという、18分の10ということで過半数を超えておるということで、そういう意味は重いかなという。

今岡委員。

**○部会員（今岡翔平君）** 私、逆に一番多い議決すべきという計画でも10人なんやという認識なんですよね。だから、議員によっては多分、わかんないですけど、その計画によって物すごくばらついたか、もしくは議員によってはこの計画を別に議決する必要がないと思っておる人が一定数いるからそういう結果になるのかなというふうな。

だから、本当に議決すべきと議会が思っておるなら、もっと高い数値が出るべきなんじゃないかなというふうには感じたんですけど。

**○部会長（服部孝規君）** これは複数丸できるアンケートやったもので、多分議決すべきやと思う人が10人おって、それで議決する必要ないやろうという人が8人というふうに読み取れるんだろうと思います。

それで、ここで例えば議決事件にするという方向が出ても、これはまた会派へかけて、最終、その推進会議でももらわなきゃならんで、その時点でいろんな議論も出てくるだろうと思うんですわ。だから、その中で例えば10人がもう少しふえるのか、そのまま10人程度でいくのか、その辺のことも見えてくるのかなというふうに思うんですけれども。

それは、もしそういうような方向が決まれば、ここで決定ではないもので、そういうたたき台をつくって皆さんに示させてもらおうと。そこでまた議論をいただいて、それでまたここへ戻していただいて、そこで最終的に決定をしていくという、そんな経緯をたどるんだろうというふうに思います。

問題は、森副部長もちょっとひっかかりがあると言われたその基準づくりの問題と、これだけを切り離すというこのあたりの今回のやり方についての問題はいかがかなと思うんですけれども。

森副部長。

**○副部長（森 美和子君）** さっき議長がおっしゃったように、多数というか、そういうこれは議決事件にしたほうがいいんやないかという発議があれば、それが根拠になるので、それを一定の基準というような形でまとめたらいかがですか。

何か、あんまり議論が深まらないというか、こういうものというのは。だから、そういうものは一つ持っておけば、次、じゃあこれはどうだというようなことが出ればまた議論ができて、じゃあ議決

事件に加えようという形になるので、そのほうがすっきりするかなと私も思います。

○部会長（服部孝規君） 今の意見はいかがですか。

他市もありますけど、議会の中での議論で決めたというあたりは、例えば亀山市の場合はこういうふうなアンケートをとって、その中で多くの議員がこれは議決事件にすべきだという声が多かったというのを一つの基準という、基準といえば基準やね。それでもって今回これを上げたいというふうな形にすればいいということによろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、今回私の説明の中で、この1年のうちに中間案が示されるとかという話をしましたけれども、そのことよりも、アンケートでもって議員の中の多くがこれを議決事件にすべきだという回答があったということを根拠に、今回これについては切り離してやらせてもらうというようなことによろしいか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） とりあえず、挨拶でも言わせてもらったけれども、本当に8月までしか検討部会も日がないんで、正直、基準づくりをしながらどれをやるかと決めていくと、もうこれ何カ月かかるという話にもなってくるんで、できたらこれについては切り離して、基準づくりは基準づくりでまた改めてこれは議論しなきゃならんと思うんですけども、今回なぜ都市マスタープランだけやるんやと言われたときには、アンケートで多くの議員がこれを議決事件にすべきだという意見があったので、それを根拠にということか、基準にこれを議決事件に上げたいということで、検討部会の意見としてまとめさせてもらってよろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、そんなことで進めさせてもらいます。

あとは、そうやで、この後はどこで議論していくんかな。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） きょうここで一応都市マスタープランの結論が出ましたので、全体の場でするので推進会議で説明していただいて、オーケーなら3月定例会で議運の委員会提出議案で上げていただくという形になろうかと思えます。

○部会長（服部孝規君） そういう流れでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、そういうことで進めていきたいと思えます。

じゃあ、次に2番目の長期欠席者への対応についてということで、事務局のほうからちょっと説明を詳しくいただきますのでお願いします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料3-1をごらんいただきたいと思えます。

先ほど、カルテにも記載をさせていただいておりますけれども、議論をしてきたというものがこの資料3-1、鳥羽市から西脇市までの5市をピックアップしまして、それを比較する中で一番右端の亀山市（案）というところを埋める作業を、昨年、前期進めてまいりました。そして、趣旨、定義、それから議員報酬の減額あるいは期末手当の減額、適用除外というところまで議論を進めていただいております。



ほぼほぼ完成に近づいておるんですが、ここまでの亀山市（案）の大きな考え方といたしましては、各市町、いろんな趣旨とか定義とかうたい方がしてあるんですけども、亀山市につきましてはこの長期欠席というのがどういうものかというところで、その理由いかに問わずに現に欠席したという事実を捉えていこうという考え方で、極力簡素な書き方をさせていただいております。そして、それに一番近いのが鳥羽市ですので、鳥羽市からの案を多数取り入れる形で極力簡素にというところで案を埋めてきていただいております。

そして、簡素にする中で何でもかんでもということではないので、適用除外という項目もあるので、そこで必要があれば規定をして満たされるのではないかという考え方で議論を進めていただいております。あと、この尾鷲市、西脇市につきましては、刑事事件についても項目を入れていただいております。この刑事事件についても、先ほど言いました考え方のとおり、その理由を問わず欠席したという事実のみを捉えるという考え方から、これについても亀山市については入れないということをご確認をいただいております。

そして、ほぼほぼでき上がっては来ておるんですが、複数枚あるんですが、最終ページをごらんいただきたいと思います。

この他市の事例でいいますと、疑義の決定、あるいは委任、減額の効力、その他ということで、疑義が生じたときの対応の仕方とか、この条例に定めていない事項が発生したときにどうするかといった細かいことが書いてあるんですけども、ここについては最終の詰めができておりませんので、まずここのご議論をいただけたらなと思います。

**○部会長（服部孝規君）** 今説明をしてもらったんですけども、ほぼほぼでき上がって、最後に最終ページの疑義の決定、委任、減額の効力、その他と、ここの部分が入っていないので、これについてのまず協議をしたいと思います。

まず、一つ一つ行きましょうか。疑義の決定という。

見ていただくと、鳥羽市のが一番簡単なんですけれども、議運に諮ってという書き方がしています。よそ、尾鷲でも、多治見も、それから西脇も文面はいろいろあるけれども、要はどこが決めるかという、疑義の決定権は議会運営委員会やという、それについては一緒なんです。

これ、1と2に分ける必要があるのかな。鳥羽はもう一つで書いてあるのやけど、それを尾鷲と西脇は1項2項で分けてあるのやけど、これはどうなんやろう、つくり方の問題として。

（発言する者あり）

**○部会員（今岡翔平君）** 議長が一任で決めてもいい可能性があるということですか。この2つに分けてあるというのは。

**○部会長（服部孝規君）** いやいや、あくまでも議長はその議会運営委員会に諮問をするという。だから何でもそうやけれども、議運というのは議長の諮問の機関やもんで、議長が決めるというよりは、議長が議運にこれを一遍協議してくださいという。

（発言する者あり）

**○部会長（服部孝規君）** 一緒なんやわ。より丁寧に書いてあるというだけの違いなんです。

これは鳥羽市の案でいきますか、基本。

（発言する者あり）

**○部会長（服部孝規君）** それじゃあ、もうこれは一応鳥羽市の案を採用させてもらいたいと思いま

す。

次は、委任です。

それで、鳥羽市の案でいくと、この条例に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めると。

(発言する者あり)

○部会長(服部孝規君) 皆そうやな、これもええね。それじゃあ、これも鳥羽市のあれでいきましようか。

それから、減額の効力というのは桑名市にのみ書かれておって、この条例の規定により、前任期間中に議員報酬を減額とされていた議員が再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額の効力は及ばないものとする。

(発言する者あり)

○部会長(服部孝規君) つまり、選挙で新たに選ばれた時点でもうこれは切れるという考え方やね、桑名の考え方は。あえてほかの市はそれをうたっていないというだけで、それがどうなんかという、こういうことが起こってきた場合にというのはあるやろうね。

高島委員。

○部会員(高島 真君) 選挙があれば、基本的にそこで切れると思うんです。それからまた欠席するような場合があれば、それから月数を起こして行って、休むんであればそれが適用されるんじゃないかなと思って、書かんでもええと思いますけどね。

○部会長(服部孝規君) そういう解釈もあるやろうな。任期満了で任期が一旦切れて、改選されて選ばれて出てきた段階でいわゆるそこからスタートやと。だから、それ以前に何日休んでおったとか、そんなことまでは引きずらないという意味やな。だから、あえてよそは書いていないのかもわからないな、当然のことやからという。

副部会長。

○副部会長(森 美和子君) これ、さっきの委任の中に入らないんですか、議長が定める。

○部会長(服部孝規君) なるほどな、それでもええな。ええけどな。

○副部会長(森 美和子君) そんなのも全部含めて、あんまり何かだらだらと書くよりも、すっきりとした条例にしたほうがいいかなと思います。

○部会長(服部孝規君) それもありやね。何か、わざわざこれを書くというのがね。

別に、この委任の中に含まれるという解釈も成り立つと思うね。それから、その疑義という、どうなるのやと。Aさんが減額されておって今度また再選されたけれども、Aさんのあれについてはどうするのやという、いわゆる疑義やね。それについてまた議長が議運に諮って、じゃあそれについてはもう任期満了で一旦切れておるのでそれは及びませんというようなことを、またそれは議運で確認してもらえればいいという話やね。

あえて書かないということでもよろしいかな。事務局、どうですかその点については。

高野さん。

○議会事務局員(高野利人君) 高島議員もおっしゃっていただきましたけれども、一旦、任期が終わりますので、そこでリセットされるという言い方はおかしいかもわかりませんが、そこで切れますので、あえて書く必要はないのかなと考えております。

○部会長(服部孝規君) わかりました。

じゃあ、これはもう減額の効力という項目は亀山市ではつukらないと。

最後、その他。これも桑名市ですけど、この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は……。

これもそうやけど、委任の中に入れておらんか、これ。

議長。

○会長（西川憲行君） 結局、桑名はその上の疑義のところと委任がないので、だから減額とその他に名前が変わっておるだけで、多分一緒なんだと思います。

○部会長（服部孝規君） 一緒なんやな、了解。なるほど、それは鋭い指摘や。

確かに、桑名は委任がないのやわ。だから、これを入れやんとあかんのやね。

だから、委任がうちはうたうのやから、これはもう要らないと。よろしいか、それで。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、その疑義の決定と委任という項目を入れて、それで文章については鳥羽市を参考にするということで、一応仕上がったよね。あと、佐賀県との関係やね。

事務局のほうで、ちょっと佐賀県との比較の問題で説明をいただきます。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料3-2をごらんいただきたいと思います。

亀山市（案）を全項目確定いただきましたので、佐賀県10市で統一的な内容ということで長期欠席者における報酬減額条例をつくっておられますので、これと最終比較をして決定をいただきたいと思っております。

これにつきましては、佐賀県内10市ございますが、その市議会議長会において取りまとめをされております。そして、その主な統一内容ということでペーパーをつくらせていただいておりますけれども、まず減額対象となる会議等ということで、市議会定例会または臨時会の会議、それと市議会委員会条例の規定で設置された委員会、市議会会議規則に規定する協議または調整を行う場、市議会会議規則に規定する委員の派遣、市議会会議規則に規定する議員の派遣。

続いて、2項目めといたしまして、減額後の支給割合ということで、90日を超え180日以下ですと100分の80、180日を超え365日以下ですと100分の70、365日を超えますと100分の50という形になっております。

3項目めとしましては、減額の始期と終期ということで、始期につきましては欠席した日から90日を超えた日の属する月の翌月から、終期につきましては復帰した日の属する月までとなっております。

4項目めとして、期末手当につきましては、基準日、6月1日と12月1日でございますが、それ以前の六月以内の支給割合を乗じるということになっております。

そして、5項目めといたしまして、適用除外ということで、公務災害、法定伝染病、女性議員の出産という形で統一内容を示していただいております。

そして、この統一内容を示した上で、実際の条文につきましては各市町でつくり上げてくださいますよと、条文の書き方までは統一というか、方向性を示しただけで、条文の書き方については各市町の判断に委ねられております。

それで、続いて資料3-3、A3の横の2枚物を見ていただきたいと思いますが、10市ございま

すうちのちょっと特徴的な3市をピックアップさせていただきました。

そして、ちょっと3-2と行ったり来たりするんですけども、このペーパー3-2の主な統一内容の中で亀山市と若干違う特徴的な部分といたしましては、まず減額対象となる会議等というところで、亀山市につきましては本会議、あるいは委員会、あるいはそのほかの協議の場というような形で定義をしてありますけれども、下2つの委員の派遣、それと最後の議員の派遣、これについては今のところ入っておりません。

それと、2項目めの支給割合、これについては亀山市の案では減額の割合を書いておりますので、これについては裏表の関係ですので、特に変わらないものかなと。割合についてはご議論をいただきたいんですけども、支給割合を書くか減額割合を書くかについては裏表のものとなっておりますのでよろしくをお願いします。

それと、減額の始期・終期、これについては特にうちの今の案と変わっておりません。それと、期末手当についてもうちの案と特に変わっておりません。

それで、もう一つ変わっておるところ、ちょっと違いがあるところといたしましては、5項目めの適用除外という部分でございます。

ここにつきましては、公務災害、法定伝染病、女性議員の出産等ということで、より具体的に、今のところ亀山市（案）では公務上の災害等という項目と、その他議長が前号に準ずると認める場合という書き方しかしてございませんが、この公務災害以外の項目がうたい込まれておることとございます。

具体的にちょっと見ていただきたいと思うんですが、3市取り上げさせていただいた中で、適用除外の項目を見ていただきたいと思います。

まず、佐賀県の多久市でございますが、これにつきましては公務上の災害、それと2項目めに女性議員の出産として、（労働基準法第65条第1項または第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る）という書き込みがあります。

それと、3項目めで、感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律第18条第1項に規定する患者または無症状病原体保有者となった場合という形でうたい込みがされております。

続いて、その横の武雄市でございます。ここにつきましては、1番目の公務災害の部分が公務または通勤による災害という書き方がしてございます。

2項目め、3項目めについては多久市と同じような書き方がしてございます。

そして、一番最後の唐津市でございます。こちらにつきましては、1項目めで唐津市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務、または通勤による災害というより具体的な書き方がしてあります。それと、女性議員の出産につきましては、女性議員の出産、ただし、労働基準法第65条第1項または同条第2項に規定する期間であって、かつ議長に対し、唐津市議会会議規則第2条第2項の規定による欠席届の提出がなされている場合に限るという書き方がされております。

それと、3項目めにつきましては、多久市、武雄市と同じように、感染症の予防及び云々ということで、同じような書き込み方がしてあるということとございます。

それで、ここで、女性議員の出産のところから出てきました労働基準法第65条第1項または第2項に規定する期間の範囲内という部分につきましてはですけども、第65号の第1項につきましては、

産前の休暇、これが6週間という形で定められております。

それで、第2項につきましては産後という形になりまして、出産した日の翌日からという形になりますけれども、8週間という定めがございます、この範囲内という意味合いでございますのでよろしくお願いたしたいと思っております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、一つずつ行きたいと思っております。

まず、佐賀県の統一内容の（1）の上から3つはもう既に含まれておるということで、あとその4つ目、5つ目の問題。4つ目がいわゆる行政視察ということで、委員の派遣というその期間も対象に、会議の欠席というふうにみなすということやね。視察に行かなかったということもその期間に含むということやと思うんですけども、これについて減額対象の会議に入れるかどうかという、明記するかどうかやね。

それから、5つ目が議員の派遣。これはもう限られたもんやと思う。本当に数は少ないと思うんですけど、それも含めるということやね。これについてご意見をいただきたいなと思っております。

これは、これも含めたほうがいいよというのか、そこまで書かなくてもいいよというのか。

今岡委員。

○部会員（今岡翔平君） 多分、普通に議員活動をやっている方からすれば全部行くべきものだろうというふうに思っているものだと思うんですけど、ただ、多分これって休みになるのというところで、休んでいた対象の人がごねるといふか、反論をしてきたときに対策できるように、やっぱりここについてはちょっと、まともに議員活動をする人というふうなのじゃなくて、いかに自分が休んでいなかったことにしようという観点の人が来るかということで基準をつくっておいたほうがいいのかなというふうには思うので。

わかりますか。しっかりそのルールを守る人じゃなくて、あなたは休んでいますよと、欠席していることになっていきますよと言われたときに……。

（発言する者あり）

○部会員（今岡翔平君） そうですね。

○部会長（服部孝規君） 視察やな、視察に行かなんだやつやね、あったね。

○部会員（今岡翔平君） 当然、それは休みになるよねという見解がとれておる人じゃなくて、何でこれが休みになるんやねんという人のために対策をしておいたほうがいいかなというふうに思いました。

○部会長（服部孝規君） ほかの方はどうですかね。

中村委員。

○部会員（中村嘉孝君） あくまでも、これは行政視察も全部公務の範囲内だと思うもので、当然議員やったら出るべきもんだと思っておりますので、掲げるべきだとは思っています。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） 私も中村委員と一緒に、もう書いておけばそれやろうというあれやと思っております。

○部会長（服部孝規君） 要はこの2つの委員派遣、議員の派遣がこの条例の中でちゃんと読み取れるような書き方やね。

多久市のような書き方をするのか、その辺はまたつくり方の。できるだけ簡素に、すっきりと、そ

ういうふうな方向で進めたいと。

最後、よろしいかね、そのまま進めて。

あと、適用除外の問題で、亀山市の今の案は公務上の災害等というのが1つ、それから2つ目はその他議長が前号に準ずる、要するに公務上の災害等に準ずると認める場合と、非常に曖昧な言い方がされています。

特に、女性の出産の問題とか、それから法定伝染病というようなことは明確にはうたわれていない。この辺のところ、佐賀のほうは、文章的にはいろいろあるんやけれども、その2つの項目、感染症という言い方で入れてあるという。

この辺もやっぱり適用除外をするのなら明確にしたほうがええのかなと。だから、適用する場合も明確にするし、適用から外す場合も明確にすべきやなというふうに思うんですけども。非常にこのうちの規定というのは、それこそ議長が判断できる要素が非常に大きいんや、これね。

西川議長。

○会長（西川憲行君） 済みません、言われるように、僕も適用除外の部分も明確にすべきだと思います。

それで、あと公務上の災害と通勤途上の災害と書いてあるところもありますので、そこもちょっと明確にご議論いただいて、通勤も含むか含まないかですよね。

○部会長（服部孝規君） 僕は通勤については公務員やった関係で、要するに通勤途上の災害も公務災害に認定されるんさ。だから通常のコースで、寄り道したりというのじゃなくして、通常のコースで通勤した場合は公務上の災害になるんで、通勤とあえて書かんでも僕はこれは公務上の災害でええんと違うのかなと、僕はそう思っておるのやけどな。

○会長（西川憲行君） 委員会、本会議があったときの通勤途上と、議員さんは用がなくても来る場合があるじゃないですか、市役所を目的に来る場合。それを公務に入れるのかどうかですよ。

○部会長（服部孝規君） それは難しそうやなあ、それな。

○会長（西川憲行君） だから、それを市役所への通勤と見るのか。

公務ではないと思うんですよね。議員が市役所に来て調べ物をするとか何かするのはありますわね。でも、それはもう会議規則とかそんなのにうたわれていないので、公務じゃないと思うんですね。

ただ、でもそれは市役所への通勤と見るのか見ないのかという点やと思うんですよね。僕が気になるのは。

○部会長（服部孝規君） そうか、それであえてうたっておったのかな。公務または通勤と分けてあるわけよ。通勤と公務を。

○会長（西川憲行君） そういうことやと思います。

○部会長（服部孝規君） というのは、議長が言うように、その公務ではないが、会派室に出てきて調べ物をするとか。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 議員さんには費用弁償が出ていますので、本来、通勤となったらその費用弁償が出ておる日やと思うんですわ。

ということは、結局、会議の日しかないんかなと思います。

○部会長（服部孝規君） この辺もちょっと調べてくれる。通勤とあえて上げてあるのは、僕は公務上の災害という中に通勤も含まれるというのが、公務災害を申請するとき通勤のやつも当然それは認定されてくるのさ。ただし、勝手に遠回りしたりとかそういうようなことはあかんのやろうけれども、例えば保育所へ預けてそれに来るとかという合理的な範囲で最短のケースで通勤しておる場合は公務上の災害にみなされるもんで、あえてそれをうたわんでもいいように思うのね。

ただ、西川議長が言われるような、あえてそれ以外のものも通勤という形で上げて、それも対象にしようやという趣旨なら書かなあかんということやわな。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、ちょっと次回までにここをはっきりしましょうか。

それじゃあ、この女性の出産を入れるということと、それからこの感染症の項目を入れるということについてはよろしいか、この2つについては。

この2項目を入れるということについては異議ありませんか。

今岡委員。

○部会員（今岡翔平君） 唐津の欠席届というのは何でなんですか。

○部会長（服部孝規君） これも、うちらでも欠席届というのは当然出さんならんでね。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 27年の12月ぐらいにうちは改正して、これは全国議長の標準会議規則が改正されて、国からの要望もあって入れよということで入れさせてもらった。

そうやで、出産では今までは休めなかったということですね。欠席理由にならなかったということがこれでなったということなんですけれども、当然、産休になったら出すと思うんです。

○部会長（服部孝規君） そうやな、あえて書かんでもね。

忘れておるとかいうのはあるんやろうけれども、わざわざ。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それで、労基法上のほうで前が6、後ろが8と。それで約3カ月、4カ月あるわけですので。

○部会長（服部孝規君） これはそうやで、ちょっと不要な部分かな。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 欠席届の部分までは要らないかなと思います。

○部会長（服部孝規君） その辺も含めて、ちょっと項目として要るということに同意をいただいたら、ちょっと文案はまた事務局と相談してやらせてもらいますけど、よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、きょうのところはこの長期欠席については、減額対象、この文案は入れることは入れるけれども、文案については検討をすると。次回、その文案を皆さんに示させてもらおうと。

それから、最後の適用除外についても今議論があったように、項目としてはこの3項目を入れるんだけど、一つは通勤という言葉をあえて入れてあるその理由は、いわゆる公務でない通勤というのを意味するのかどうかということが一つと、それから女性の出産とそれから感染症についてはどんな文案でいくのかという亀山市（案）を一応皆さんに示させていただけるようにしたいと。それでもう最終、次回、これで一応亀山市の案ができ上がるということにしたいと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） そうしたら、ここまでやね。

その他で何かありますか。

特に言っておきたい、そうやけれども、もう5カ月しかないもので、あんまり新しいことを手をつけられやんの。それはあるの。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） きょう一つ、都市マスタープランを一応部会としてかける、議決事件にすると決めていただいて、今後推進会議にかけるわけなんですけど、その推進会議は恐らくそのまま可決されると思うんですけども、その前にやはりちょっとこれは執行部に関係することですので、ちょっと議長のほうから市長のほうに、こういう形で検討部会で決まったので今度推進会議にかけて正式決定するというのをちょっとやはり打診しておかないと、いきなり条例改正が出てしまうとちょっと問題かなと思うので、ちょっとそういうことをさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 議長さん、ぜひ。それはもう、筋としてちゃんとしておいたほうがいいと思います。

多分、やっぱり議決ということ的前提にすると、やっぱり単に計画が出てきてそれをパブコメまでに見て、説明を受けてみて意見を言うというだけではなくして、自分が最終賛否のどちらかを決めるというあれになってくるんで重みが違ってくるという、そこらあたりでやっぱり議決事件にするという意味があるんやと思うんですね。だから、議員の取り組み方が違ってくるという部分に期待をしたいなと、効果という意味で思っています。

その他の項、なければ。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、どうもありがとうございました。

午前11時07分 閉会



この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 30 年 1 月 17 日

議会改革推進会議検討部会長 服部孝規